

火災予防上の命令を受けている対象物

【更新日：令和元年5月9日】

命令を受けている対象物の公示

消防機関が立入検査により、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令等を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。十和田地域広域事務組合消防本部では、火災予防上の命令を発している対象物について、利用者や近隣の方々が不測の損害を被ることを防ぐため、その所在地や名称等をお知らせしています。

命令を受けている対象物

現在、当消防本部管内において、火災予防上の命令を受け、公示されている対象物はありません。

【問い合わせ先】 十和田地域広域事務組合消防本部予防課
〒034-0082 十和田市西二番町7番10号
TEL : 0176-25-4113